

新しい社会を創る

私たちのことを私たちが抜きで決めるな

愛媛大学法文学部総合政策学科准教授 鈴木 静

東日本大震災の被災地から

8月中旬、愛媛大学生たちとともに岩手県陸前高田市へ行った。3月11日の地震では震度6弱。津波被害は、海沿いの平野部である市街地のほとんどを飲み込んだ。総人口約2万4千人(2011年3月11日調べ)のうち、震災の直接的な被害で亡くなられた方は1,487人、その後病气や事故で亡くなった方が146人である。行方不明者は264人であり、これは安否確認要請のあった人数にとどまる(2011年8月19日調べ)。もともと高齢化がすすみ、人口の3分の1が65歳以上だった町である。今回の震災は、陸前高田の美しい風景と住民の生活を大きく変えた。

亡くなられた方は、総人口の約14%にもなる。訪問した際は、旧盆。各地のお寺からお経が聞こえ、お墓には鮮やかな花が並

ぶ。「どの家も、新盆だから」との会話が胸に刺さる。私たちも手を合わせる。

町は悲しみとともに、一步一步復興が進んでいる。仮設の役所、診療所、スーパーマーケット、コンビニエンスストア...。一つ一つの灯りがまぶしく、希望の光だと心から思った。

障害のある女性の プレハブ仮設住宅での暮らし

私は、陸前高田市の今は、日本社会の縮図だと痛感した。自然災害は、平等に住民へ被害をもたらすわけではない。年齢が高いほど、障害が重いほど、経済的に厳しい住民ほど、生活への被害は大きく長引き、深刻さを増し続けている。地震、津波で助かった生命にも関わらず、その後146名の尊い生命が失われているのはなぜか。



仮設市役所



真剣に問わねばなるまい。

さらに、2か月にもわたる避難所で過ごした後に、プレハブ仮設住宅に移った場合にも生活の問題は引き続く。たとえば、車いすを利用する高齢女性。住宅内は画一的な台所規格のため、茶碗ひとつを洗うのもたいへんな苦労だという。陸前高田市職員はなんとかならないかと、様々な法制度を調べた。災害救助法では仮設住宅への住宅改修を予定していない、介護保険法の住宅改修についても台所の場合に使えない。さまざまな制度があれど、どれもこの女性には使えない……。さらに、津波被害のため仮設住宅は高台に造られており、車いすを利用する女性は外出も難しい。緊急で町営バスを仮設住宅と病院や商店の間を走らせているが、女性は家の中で閉じこもる。そして「施設はいやだ」と気丈に頑張る。障害があるがため、仕方がないのか。仕方がないといつていいのかが日本社会に問われている。

「災害貧乏」をつくりだす日本社会

すでに12年前になるが、阪神・淡路大震災後の被害調査をふまえ、井上英夫（金沢大学教授）は、次のように言う。「この度の震災は、日本の第二次大戦後50年の国づくりの結果に他ならず、まさに国、自治体、地域そして個人のあり方が問われている」。地震

は平等に起きるが、その結果としての被害（震災）は不平等であり、その不平等さは各種救済制度の運用により、その結果災害を受ける度に貧困になっていくという「災害貧乏」をいうべき実態を明らかにしている。今回の東日本大震災でも、まったく同様であると云わざるをえない。そしてそのことが腹立たしい。なぜ、障害があっても高齢でも過剰な負担なく暮らせないので、暮らせるための法制度や町づくりになっていないのか。

「私たちのことは私たちが抜きて決めるな」

東日本大震災を受け、愛媛を含む日本は、今後どのような国、自治体、地域づくりをするのか。その指針を示すのは、障害のある人の権利条約である。日本政府は批准を前提に、2011年現在、国内法の見直しを進めている。

障害のある人の権利条約は、障害のある人に特別な権利や地位を付与するものではない。障害のない人と同様に「人権の主体」として捉え、障害のない人との「平等」を保障しようとするものである。

この権利条約は、1981年の国際「障害者」年やそれに続く国連・「障害者」の十年、1993年の国連・「障害のある人の機会均等化に関する標準規則、ESCA

P「アジア太平洋障害のある人の十年」等の国際的な活動の延長線上にある。出発点は、国際「障害者」年のテーマ、「完全参加と平等」だ。1980年までは、現実には町づくりも、政治も、教育も、労働の場も、障害のある人やその家族、関係者の意見が聞かれず、そして社会にほとんど影響を与えてこなかった。このことを国連および加盟各国は反省し、社会の意識改革と法制度の見直しをすすめてきた。

この流れを受け、21世紀に入りおきな成果を生みだす。人権保障の思想を、各国により具体化したのであり、それが障害のある人の権利条約である。中身も画期的な



仮設診療所

ものであるが、権利条約を作る過程に大きな特徴がある。障害のある人たちが国際条約づくりに参加し、大きな影響を与えたことである。「私たちのことを私たち抜きで決めるな」。これは、権利条約をつくるなかで生み出された、障害のある人らの合言葉である。

ゆたかな活動を支える 人権保障の具体化

ひるがえって愛媛県内に目を向ける。本特集でとりあげられている種々のゆたかな活動は、まさに「私たちのことを私たち抜きに決めるな」を象徴する動きといえる。障害のある人自身が、そしてそれを人権のない手たる専門家やボランティアとしてともに歩む人たちが、ゆたかな活動を作り出している。このうねりは、さらに大きくなるだろう。

なのに、である。なのに、陸前高田市の車いすを利用する女性のように、くらしの基盤を支える保障が不十分であることもまた事実である。松山でも愛媛県内でも、障害のある人たちが家族が、経済的心配なしに生活し社会参加できる状態にはいまだないと言わざるをえないだろう。特に地方では、諸サービスが、県庁所在地や一定程度人口がある都市に集中せざるをえない。郡部では、医療や福祉、教育を受けることがまま



認知症高齢者の避難先になった農業体験施設

ならず、障害のある人や家族の意向を問わず、都市部に引っ越しせざるをえないことが常態化している。また、家族のケアが期待できない場合は、障害のある人の意向を問わず、施設生活を送らざるをえないことも常態化している。

障害のある人の権利条約19条は、次のように言う。

「独立した生活(生活の自律)及び地域社会

へのインクルージョン(統合)」

この条約の締結国は、障害のあるすべての人に対し、他の者と平等の選択の自由をもつて地域社会で生活する平等の権利を認める。締結国は、障害のある人によるこの権利の完全な享有並びに地域社会への障害のある人の完全なインクルージョンおよび参加を容易にするための効果的かつ適切な措置をとるものとし、特に次のことを確保する。

(a) 障害のある人が、他の者との平等を基礎として、居住地及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること、並びに特定の生活様式で生活するよう義務付けられないこと。(後略)」

このように、障害のある人が独立し地域社会で生活することを権利と認め、国はこのために具体的な「適切な措置」とらなければならぬことを義務付けている。まさに制度的保障を求めているのである。これは障害のある人に関わる法制度を大きく変えるものであり、また陸前高田市の高齢女性の例をあげているように、その人に関わる法制度全体を見直す必要がある。そして町づくりのあり方も……。

まさに、時代は大きな転換期を迎えている。私たちは「どのよう」な社会を創るのか。そして「どのよう」に「その社会を創るのか。やはりキーワードは「私たち抜きに私たちのことを決めるな」である。